

鳥類の鉛汚染対策の経緯と現状について

背景・経緯

- 令和3年9月に小泉大臣（当時）より、狩猟等に用いられる鉛製銃弾の使用等について、「全国における猛禽類等の鉛曝露の実態把握や影響評価の結果、そして関係者からいただいたご意見を踏まえつつ、2030年度までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指し、2025年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制制度を段階的に導入できるように作業を進めていく」ことを発表。
- 令和3年度から、猛禽類及び水鳥（以下、「鳥類」という。）を対象として、全国における鉛曝露の実態把握を強化し、鉛中毒による猛禽類への影響評価を行うとともに、関係者の意見を丁寧に伺いながら、鳥類のリスクに応じた対策を講じていくこととしている。
- 令和4年3月から、鉛中毒による鳥類の影響を科学的かつ客観的に評価するため、第三者的な立部の専門家による検討会を開催。令和5年度の検討会では、評価手法や令和6年度の調査設計を作成。今年度は調査設計に基づき対応中。

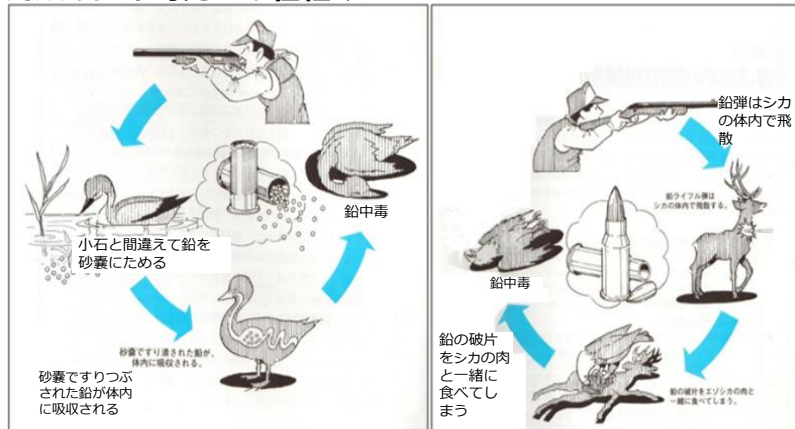
これまでの取組

- 鳥獣保護管理法に基づく「指定猟法禁止区域」の指定により、主要な水鳥の生息地での鉛弾の使用を規制（北海道では全域を指定）。
- 鳥獣保護管理法に基づき、捕獲した鳥獣の放置を禁止。

現状・課題

- 北海道では過去に鉛中毒による猛禽類の死亡が多数確認されたことを受け、段階的に規制。現在、鉛中毒による猛禽類の死亡事例は減少しているものの、依然として年間数例が確認。
- 本州以南でも、確認例は少ないものの、鉛中毒又は鉛に曝露した猛禽類及び水鳥を確認。

鳥類の鉛中毒発生の仕組み



令和6年度の事業実施概要

- 鳥類の鉛汚染による影響評価検討会の開催（1回）
- 影響評価に向けた個体群動態モデルの検討及び個別ヒアリング
- 猛禽類の捕獲及び血液の採取及び鉛濃度分析（クマタカ）
- 捕獲・収容個体に関する鉛濃度測定（血液）、死亡個体・狩猟捕獲個体に関する鉛濃度測定（肝臓）
 - ① 都道府県等提供検体（カモ類、猛禽類）
 - ② 狩猟者が捕獲したカモ類
- 湖沼周辺調査（鉛散弾蓄積状況調査、カモ類、猛禽類調査）

1) 本業務の概要：鳥類の鉛汚染の防止に向けた取組工程表

